

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

7

2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

離婚時に
夫婦の財産をどう分ける
『財産分与』それとも『贈与』?

P3 暮らしとお金の教養講座

今さら聞けない
『ふるさと納税』
その節約の効果を解説!

P4 相続・贈与の基礎知識

相続税の負担を極力減らして
家族に財産を
引き継ぐ方法とは?

数字で見る相続

相続税の申告漏れ 7,036件 調査件数の約9割指摘

国税庁の『令和4事務年度における相続税の調査等の状況』によると、相続税の実地調査件数は8,196件(前事務年度比129.7%)、申告漏れや誤りの指摘は7,036件あり、調査件数の約9割(85.8%)でした。申告漏れ相続財産の総額は2,590億円で、「現金・預貯金等」が815億円、「土地」が336億円、「有価証券」が309億円などです。

申告漏れがあった際、申告期限までに申告しなかった場合は「無申告加算税」、本来納付すべき額より少ない額で申告した場合は「過少申告加算税」などのペナルティが課されます。ただし、税務署から調査の通知が来る前に自主的に申告した場合は、「過少申告加算税」については課税されず、「無申告加算税」についても低い税率が適用されます。申告漏れなどに気づいた場合は、速やかに正しい内容で修正申告をしましょう。

離婚時に夫婦の財産をどう分ける 『財産分与』それとも『贈与』？

離婚をする場合、夫婦が共同で築いた財産はどのように分ければよいのでしょうか。この場合、財産を分ける方法には、主に離婚後に行う『財産分与』と離婚前に行う『贈与』があります。今回は、贈与税の有無をポイントに、それぞれの概要や注意点などを紹介します。

財産分与は贈与税がかからない 請求できるのは離婚から2年間

夫婦の財産とは、結婚生活で夫婦二人が築いた共有財産のことで、現金のほかに、年金、退職金、有価証券、生命保険、車や不動産などが該当します。離婚の際には、これらの財産を夫婦二人で分け合うことができ、これが『財産分与』といわれる制度です。民法で「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」と定められており、配偶者には離婚による財産分与請求権が認められています。

この財産分与には、大きく分けて清算的財産分与、扶養的財産分与、慰謝料的財産分与の3種類があります。清算的財産分与とは、夫婦が婚姻中に形成した財産の清算としてするものです。扶養的財産分与とは、離婚後の元配偶者に対し生活保障や扶養として行うもので、慰謝料的財産分与とは慰謝料の性質をもつ財産分与のことです。なお、財産分与は、一方が専業主婦（夫）であっても、公平に2分の1ずつ分けるのが一般的です。

離婚による財産分与の場合は、原則として贈与税がかかりません。この場合は、相手方から贈与を受けたものではなく、夫婦の財産関係の清算や財産分与請求権に基づき給付を受けたものと考えられるからです。ただし、財産分与においては注意が必要です。財産分与には期間制限があり、離婚成立後2年を経過したときは請求できません。また、離婚による財産分与に基づいて自宅などの不動産の名義を変更する場合には、離婚が成立していなければ登記ができません。なお、金銭以外での財産分与は、財産分与をする側に所得税が課される場合があります、財産分与を受けた側も財産移転の諸費用などが発生する場合があります。

贈与は贈与税がかかるのが原則 離婚前に行う場合には例外も

一方、離婚前に『贈与』によって配偶者に財産を無償で渡す場合には、離婚の準備のためであっても原則として贈与税がかかります。財産を渡す側と受け取る側のお互いの意思表示によって、贈与契約が成立したものと考えられるからです。

ただし、次のような場合は、離婚前に行う贈与であっても夫婦間で贈与税はかかりません。贈与税には基礎控除が設けられており、1年間（1月1日～12月31日）に受け取った財産が110万円以下の場合には、贈与税はかからず申告も不要です。また、夫婦にはお互いに扶養義務があるため、生活費に充てるために取得した財産で、通常必要な範囲内の贈与であれば、贈与税はかかりません。婚姻期間が20年以上の夫婦の間でそのほか一定の要件に当てはまる場合、居住用不動産またはそれを取得するための金銭の贈与については、おしどり贈与の特例により、受け取った財産額から基礎控除を含め最大2,110万円を控除できます。この場合は、定められた期限内の申告により特例の適用を受けられます。

なお、財産分与であっても、婚姻中の夫婦間の協力やそのほかすべての事情を考慮しても過大である場合や、離婚が贈与税や相続税を免れるために行われたと認められる場合などは、贈与税の対象となる可能性がありますので、注意が必要です。

このように、離婚にあたっては、夫婦の資産状況を正しく把握し、どのような場合に贈与税がかかるのかを理解したうえで、財産を分与するのか贈与するのかを検討することが大切です。財産分与の対象となる財産の範囲や贈与税などの判断は、専門家に相談することをおすすめします。

今さら聞けない『ふるさと納税』 その節約の効果を解説！

近年では、『ふるさと納税』の利用者が年々増加しています。物価の上昇が続くなか、この制度をうまく活用することによって、家計の支出を節約することができます。今回は、ふるさと納税の仕組みやメリット、注意すべき点などについて解説します。

物価高が続く今こそ 『ふるさと納税』で節約を

総務省が公表した『ふるさと納税に関する現況調査結果』（2023年度実施）によれば、2022年度の実績は、『ふるさと納税』の受入額が約9,654億円（前年度比約1.2倍）、受入件数が約5,184万件（同約1.2倍）でした。また、ふるさと納税による控除適用者数は約891万人（同約1.2倍）と過去最多で、利用者数は年々増加している状況にあります。

ふるさと納税とは、本来であれば住んでいる自治体に納めるはずの税金を、寄付というかたちで任意の自治体に納め、応援するものです。その返礼として、寄付した各自治体からさまざまな品物やサービスなどを受けることができる仕組みです。また、一定の範囲内の寄付額であれば、寄附額のうち2,000円を超える部分について、寄附を行なった年の所得税と翌年度の住民税から、原則として全額が控除されます。

これらの税金の控除は、具体的には次のように計算されます。所得税の控除額は、「**(ふるさと納税額－2,000円)×所得税の税率**」です。住民税の控除額には、基本分と特例分があり、基本分が「**(ふるさと納税額－2,000円)×10%**」、特例分が「**(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－基本分10%－所得税の税率)**」です。ただし、控除対象となるふるさと納税額には上限があり、所得税では総所得金額等の40%、住民税(基本分)では30%、特例分は住民税所得割額の20%が限度になります。

このように、ふるさと納税の活用により実質負担が2,000円で、自治体から返礼品として特産品などを受け取ることができ、結果として、家計の支出の節約が可能になるため、大きなメリットがあるといえます。

誰でも得するわけではない 『ふるさと納税』の落とし穴

ただし、次のようにふるさと納税をしないほうがよいケースもあります。まず、ふるさと納税による控除は、本来納める税金があつてこそ受けられる制度なので、所得税や住民税を納めていない場合は、前述のようなメリットはありません。また、税金を納めていても収入が少ない場合には、メリットを得られません。全額控除できる寄付金額が少額になるため、返礼品は寄附額の3割以下というルールを考えると、返礼品の価値と自己負担の2,000円が相殺される場合があります。ふるさと納税は寄附として支出を伴うため、資金に余裕がない場合は避けたほうがよいでしょう。また、初めて住宅ローン控除を受ける場合は、住宅ローン控除とふるさと納税による控除はどちらも納税額から控除するため、控除額が上限を超えるおそれがあります。そのほか、転職や産休などで収入状況が変わる場合は、控除の上限額を確認して利用する金額を決めるのがよいでしょう。

ふるさと納税は控除や返礼品の金額に上限があり、必ずしも金銭面でメリットを得られるわけではありません。控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行なった翌年に確定申告を行う必要があります。なお、確定申告の不要な給与所得者などがふるさと納税を行う場合、一定の要件を満たせば確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる特例的な仕組みである『ふるさと納税ワンストップ特例制度』を利用できます。

このように、『ふるさと納税』は、限度額の確認や手続きなど手間はかかるものの、ある程度収入がある人には大きなメリットがあります。この機会に試してみたいはいかがでしょうか。

相続税の負担を極力減らして 家族に財産を引き継ぐ方法とは？

相続が発生したときに、少しでも相続税の負担を軽減して家族に財産を引き継ぐには、生前に相続税対策を行うことが必要になってきます。今回は、相続税対策を行ううえで重要なポイントや、相続税対策として有効な贈与の非課税制度と注意点などについて紹介します。

相続税対策を行ううえで 重要な3つのポイント

相続税は原則、相続するすべての財産が対象となり、相続財産の金額が大きいほど税額が高くなります。相続税の対策をする場合、①**相続財産を減らす**、②**相続財産の評価額を小さくする**、③**相続税の仕組みをうまく利用する**、の3つのポイントが重要です。相続税は、相続財産の額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超える場合、その超える部分が課税対象となるため、相続財産を基礎控除額の範囲内に収めることで相続税を回避することができ、そのためには遺言、暦年贈与、民事信託などが有効な場合があります。

遺言では、小規模宅地等の特例など相続財産の評価減が適用できるように財産の分割を指定できます。暦年贈与では、年間110万円の贈与税の基礎控除額内で贈与税をかけずに財産を減らせます。判断能力があるうちに信頼できる方に財産の管理を託せる民事信託では、遺言とは違い、二次相続以降も財産を誰に残すか決めることができます。

贈与を活用するには お互いのタイミングが重要

有効な贈与には、暦年贈与のほかに、相続時精算課税制度、贈与税の配偶者控除、教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与などがあり、一定額まで贈与税が非課税となります。ただし、これらの制度を利用するには、受贈者の年齢などの要件を満たす必要があります。

相続時精算課税制度は贈与者である父母・祖父母などが60歳以上、受贈者である子、孫、曾孫などが18歳以上であること、教育資金の贈与は受贈者が30歳未満の子、孫、曾孫などであること、結婚・子育て資金の贈与は受贈者が18歳以上50歳未満の子、孫、曾孫などであることなどが要件です。贈与税の配偶者控除を利用する場合は、婚姻期間20年以上の夫婦であることが要件とされています。

贈与税の非課税制度や相続税の評価額減の特例などを活用し、相続税の負担を軽くして家族に財産を引き継ぐことができるよう、方法やタイミングなど、専門家に相談して進めましょう。